

子育て環境日本一



生命を守り、育て、支える。
子育て環境日本一を掲げる京都府に
ふさわしい制度をつくり、
環境を整える施策を私たちは提言しています。

1. 家事・育児で奮闘する子育て世帯を一般モデルとして、子育てしやすい雇用・教育・医療・住まい・保健等、あらゆる環境整備に向けた取り組みを推進すること。
2. 少子化対策については、合計特殊出生率を上げ、出生数を増やす取組を強化すること。
3. 京都府内に住むすべての子どもの医療費が18歳まで無料となるよう、京都府の子どもの医療費助成の充実を図ること。
4. 保育所等設置の認可について、民間企業など多様な主体が保育所運営に参画できるよう取り組むこと。
5. 不妊には男性にも原因があり、治療することで妊娠の可能性が上がることを周知する取り組みを進めるとともに、男性不妊症の検査数を増やす取り組みを進めること。
6. 児童虐待防止条例の制定を進め、学校や警察、児童相談所等の関係機関が個人情報を共有し連携を深めることで、児童虐待事案に対する体制を強化すること。関係機関の連携をさらに強化し、虐待事案を未然に防ぐ手立てを構築すること。
7. 大津における女兒暴行事件を踏まえ、ヤングケアラーの実態調査と支援体制を早急に整備すること。「京都府ヤングケアラー総合支援センター」を核として、「子どもが子どもでいられる京都府」を目指して、些細な変化も見逃さない環境整備に取り組むこと。

8. 今後需要の増加が予想される重症児放課後等デイサービスへの新設には施設整備費を支援し、医療的ケア児、重心児などが地域で過ごせる体制の強化を図ること。
9. 府立高校での「1人1台タブレット端末購入」について、保護者の経済的負担が大きいことから、実質的な負担増にならないよう、学校教育費等の見直しを行うこと。
10. 小学校における英語専科教員、理科専科教員の配置をすすめること。
11. 今後、保守・更新が予想される一人一台端末・学習支援ソフト・家庭内Wi-Fi端末等、教育ICT化に係る費用を支援すること。
12. 副食費のさらなる軽減等寄り添った施策展開を進めるとともに、ひとり親世帯等の支援を強化すること。
13. 病児保育への補助金の増額や病児保育施設の拡充、府内施設の広域利用など積極的に取り組み、広域連携・助成による新規事業者支援をし、休日・夜間保育とともに、緊急時にも安心して仕事と子育てが両立できるようワークライフバランス環境を整えること。
14. 新生児の聴覚検査の助成に向けた体制整備を促進すること。府内医療機関における新生児の聴覚検査機器導入に向けて引き続き国への要望を強化すること。



15. 産前産後支援に要する利用者自己負担経費を補助する制度を創設すること。
16. 京都府版母子手帳と障害児等支援の必要な子どもや家庭への副読本を当事者の声を反映して作成し、普及・啓発を市町村とともに取り組むこと。
17. 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校における看護師の配置を進めることで一時保育・重症心身障がい児・医療ケア児に対応できる体制の強化に努め、保育士確保のための処遇改善を手厚くすること。
18. 通級による指導が増加する中であって、指導員の適切配置及び専門性を強化すること。
19. 公立保育園・こども園施設整備(新設・建替え)における財政支援について、国への働きかけと府独自の補助制度を創設すること。
20. 子ども療育支援について、待機児童が多く早期支援の機会喪失となっていることから、人員増強等、支援体制の充実・強化を行うこと。

21. 包括的性教育を推進し、幼児期から自分の身体を大切にする機会を広く提供すること。
22. 公立学校の教育ICT化に関する今後5ケ年の方針を明確にすること。
23. 一人一台端末を含むGIGAスクール構想やオンライン授業等、教育のICT化が急速に進む中で、情報リテラシーの重要性を徹底し、ICT活用教育を支援する人材育成を行うとともに、府立学校における支援人材の確保と市町村には必要な助成を行うこと。
24. コミュニティスクールや教員働き方改革、加配教員の増員、学校・教員を支援する人材(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活指導員、事務専門員、ICT支援員、渉外専門員等)を確保するための支援を図ること。
25. デジタルコンテンツセンターを充実させ、教職員の教材政策の負担を軽減させること。
26. 教員の出退勤管理、出張費用計算や生徒へのプリント配布、アンケート調査など保護者との連絡などについてもDX化を進めること。
27. いじめの実態については、年代別の調査を実施し、いじめや貧困の連鎖を断ち切ること。些細な事も見逃さない環境をつくること。



1人1台端末の整備など学校教育は転換期を迎えています。
 激動のデジタル時代に対応できる人を育てるには、
 学校教育の質から見直す必要があります。
 また、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな
 教育環境の整備にも取り組んでいます。



- 28. フリースクールとの連携を強化すること。
- 29. 有権者・納税者である事の意義を小中学校でも「主権者教育」として推進すること。
- 30. クラブ活動を含めた放課後のあり方については、地域の現状に即した検討を推進するとともに、様々な団体と連携を構築すること。
- 31. WITHコロナを踏まえた府立高校生の留学支援について、オンラインを活用した「国内バーチャル留学」の継続を行うこと。
- 32. POSTコロナ時代を見据えた国際人の育成を実現するため、府立中学・高校における国際バカロレア教育システムを導入すること。
- 33. 教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が教育を円滑に受けることが出来るよう高校生等修学支援事業を充実させると共に、市町村に対しても必要な援助を行えるよう、十分な措置を講ずること。

- 34. 小・中学校について、教員定数の見通しを国に働きかけると共に、慢性的な教員不足の解消と、年度途中における常勤・非常勤講師の確保、新型コロナウイルス感染症等の社会環境の変化にも柔軟に対応できる取り組みを行うこと。また、指導者としての役割をいかに発揮できるよう、教職員の養成・採用・研修等にも計画的に取り組むこと。
- 35. 学校でのオンライン授業も定着が見受けられることから、府内小・中・高等学校での授業方法の工夫を行い、授業・研修の体制構築をすること。また市町村には、人的・技術的な支援を行うこと。
- 36. 小・中学校において学力向上や地域の特性に応じた個別具体的な課題解決等、特色ある学校運営に積極的に取り組む自治体に対し京都府として独自の支援を講ずること。
- 37. 府立学校の老朽化対策に加え、屋上防水、外壁改修とともに、空調機器の更新やトイレの洋式化を推進すること。
- 38. 学校施設長寿命化計画に基づき実施される改修工事で、仮設校舎(リース契約含む)の建設についても交付金の対象とするなどより一層の財政支援を行うこと。

文化首都・京都から 伝える文化の力



1. 子どもたちに地元の文化や歴史・伝統に触れる機会を増やし、郷土愛を育む取り組みを強化すること。
2. 本格移転する文化庁やジェトロ京都、京都倶楽部などと連携し、伝統工芸品、コンテンツ、宇治茶、京野菜、京の米、日本酒やその他農畜林水産物の海外販路拡大にも積極的に取り組むとともに、これらの京都産品を活かして観光施策等を展開し、京都の魅力を日本全国及び世界各国に強く発信すること。
3. 京都府立医科大学や京都府立大学、福知山公立大学などと市町村の連携を促進するとともに、地域に貢献する人材の育成や行政・大学・企業などと連携・協働による京都力の強化に向けてさらなる施策展開を積極的に行うこと。
4. 恭仁宮活用整備にあたっては、特別史跡昇格・府南部地域振興共に、当該市町村及び住民の声をしっかり反映させると共に、連携して取り組むこと
5. 日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」で構成文化財が認定されているが、宇治茶景観を継承するための、「宇治茶」ブランドを保つとともに、「手摘み」に対する支援の強化、成分評価に対する可視化、広報等を推進すること。
6. 重要文化的景観にかかる建物補修や、史跡の用地購入・保存整備、出土品の保存のための財政支援及び、地域コミュニティの中心となっている文化財未指定の神社の保存整備支援を図ること。
7. 文化庁の京都移転を踏まえ、文化首都京都として、京都文化をはじめとする日本文化の魅力を国内外へ発信するとともに、文化交流の促進や新たな文化創造に取り組むなど文化の振興を図り、文化力による京都の活性化をさらに推進すること。

8. 京都文化の継承・発展を図るため、地域における文化振興や地域伝統文化の体験などを学校教育に取り入れ、次世代の文化活動の充実を図ること。また、歴史や伝統のある文化施設・文化行事における体験活動など、子どもたちがすぐれた文化芸術に接する機会を増大させること。
9. 文化財保護法や文化財保護活用大綱に基づき、府内全域での文化財の調査・指定を進めるとともに、地域での文化を守り伝える環境づくりや未来につなぐ心の教育、修理・製作技術の継承等を図り、府民や観光客が文化財に触れる機会を増やすこと。
10. 重要文化的景観に係る建物補修や、史跡の用地購入・保存整備、出土品の保存にかかる府の支援の充実、及び文化財指定等はないが歴史・文化的に貴重な地域神社等への保存整備支援を充実すること。
11. ICOM京都の意義を踏まえ、ミュージアムフォーラムの展開と共に、活性化・協働に取り組むこと。
12. 宇治茶の世界遺産としての登録に引き続き取り組むと共に、宇治茶文化を日本国内及び世界に向け発信すること。
13. 「文化＝人の生き様、生きてきた記録・記憶」であるとして、新興地に着目した新しい文化の取り組みを行うこと。
14. スタートアップエコシステム拠点都市として、文化財等を活用したイベントを実施するなど京都独自の取り組み、情報を世界に発信し、国内外のベンチャーキャピタル、スタートアップ企業、大企業などを集める仕組みづくりを強化すること。

文化庁の本格移転を見据え、「京都ブランド」のさらなる強化と発信、そして新たな文化創造が必要です。京都の持つ文化の力を最大限発揮できるように提言しています。



京都産業の強み 再構築



1. 地域特性を踏まえた新たな産業創造のためのリーディングゾーンを構築するとともに、立地自治体と協力してそれらを地域活性化につなげる仕組みづくりに取り組むこと。
2. 京都の大学・中小企業・大企業と東京などのスタートアップ企業等との連携など、多様な交流が生まれる仕掛けやネットワークを構築しプラットフォームを用意することで起業家育成・企業支援を強化できる仕組みを作ること。
3. 産業の空洞化防止・国内需要創出を図るため、職業能力開発、ならびに府内企業の設備投資・研究開発の促進を促す施策を行うこと。
4. 長期的な産業振興、雇用確保のために、AI、IoT、情報通信、環境・エネルギー、医療、バイオ、iPSなど、分野の最先端技術と映像、ゲーム、アニメなどデジタルコンテンツを活かした企業誘致など、ビジネス展開の促進や産業振興対策の強化を図る等、発展と定着のための施策を強力に推進すること。
5. 2025年に開催予定の大阪・関西万博に関して、関西で一体となった開催となるように努力すること。また開催を契機として京都市以外の地域における宿泊施設の確保や魅力の増大、情報発信などを強化すること。
6. 中小企業も含めた「テレワーク」の取り組みを強化し、都市部からの移住者を取り込み、子育て世代や障がい者の働く機会を創出する等、「地域創生」、「働き方改革」を推進すること。
7. 改定された「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」では、過疎化した集落の再生に向けて新たな担い手確保を行うとともに、「地域創生」を先導する取り組みを推進すること。

8. 京都の和食文化力や京もの食材のブランド力により、新たな食のブランド価値や新市場の創出を目指す「京都フードテック構想(仮称)」において、地元の食材の発掘・活用に取り組むこと。
9. けいはんな学研都市においては、木津川右岸エリアや相楽東部エリアまで拡大した次世代型スマートシティの実現を目指し、MaaSの早期実現と産学公の連携による研究開発、新産業創出、人材育成、そして自然や文化と府民が一体となった持続可能なまちづくりを推進すること。
10. スタートアップ・エコシステム拠点都市に選定されたことから、“起業するなら京都”として、「産学公住」の連携体制から、あらゆる分野でのスタートアップ企業を育成すること。
11. POSTコロナを見据えて、全国に人材、技術を求め、新規事業創出に向けた分野横断グループを形成するため、ビジネスモデルをプロデュースする人材の育成と交流の場づくり、資金支援、伴走支援、基盤整備を強化すること。
12. 府内における持続可能な産業体制を構築するため、府内企業と各種学校が連携した人材育成と広報活動をさらに推進すること。
13. 高等技術専門学校における学科の改変を進め、AI、IT技術など今後人材不足が予想される分野における若い人材の育成を強化すること。
14. 京都府生涯現役クリエイティブセンターでは、中高年のキャリアを活かした就業と中小企業の技術者不足や人手不足への対応を鑑み、全世代型リカレント教育として起業家の育成を含む幅広い人材育成を行い、キャリア相談、情報収集・発信に努めること。

新型コロナウイルスを契機に、産業構造も大きく変わろうとしています。京都から新たな技術を活用したビジネスモデルや元気な企業が増えるサポートができるような提言をしています。



15. 観光・小売り・農業に代表される地域産業全体を支援するため、府による財政的・人的支援に引き続き取り組むとともに、地域の雇用増大を目的とした産業立地確保・企業誘致のため格段の支援を行うこと。
16. 新規就農者をはじめ、中核的な農業者、農業法人など就農形態の多様化に応じた施策を充実させ、スマート農業を推進し、農業大学校、府立高校との連携を一層図るなど、人材の確保、育成を一層推進すること。
17. 京野菜・宇治茶・京都牛・日本酒など京都の農産物を他都道府県及び世界ブランドとして確立させる発信に取り組むと同時に、府内農林水産物の地産地消拡大を推進すること。
18. 宇治茶のブランド力強化、茶業後継者確保や育成等、茶業振興に一層取り組むこと。
19. 急増しているクマやシカなどの有害野生鳥獣被害対策については、近隣府県と連携を強化して広域な個体数・生息環境の調査を行い、抜本的な被害防止対策に取り組むこと。またモンキードッグの取り組みへの助成等、地域性に基づいた支援を実施すること。
20. 漁港の整備や老朽化防止対策を進めること。
21. 地元漁協や農林水産技術センターなどと連携して資源管理型漁業やつくり育てる漁業を推進して事業者の規模拡大や経営支援・研究開発を支援すること。
22. AIやIoTの活用と府立海洋高校・海の民学舎との連携により、新規漁業者や担い手の確保・漁村ビジネス起業支援にさらに取り組むこと。
23. 林業事業体と連携して高性能林業機械や路網整備・ドローン等の活用によって生産性の向上を図り、持続可能な林業経営を支えること。
24. 公共施設及び民間企業へ府内産木材の利用を推進すること。
25. CLT等木材の大型加工施設の整備支援を進めること。
26. 森林利用保全方針に基づき、多様な森林づくりを積極的に推進するとともに、京都モデルフォレスト運動のさらなる拡大を図ること。
27. 市町村による新たな森林管理システムの取組みを全面的に支援するとともに、林業事業体と連携し、高性能林業機械や路網整備、ドローン等の活用によって生産性の向上を図り、持続可能な林業経営を目指すこと。
28. 所有者の特定困難や境界不明、担い手不足といった諸課題に対して、適切な森林管理を促すための強化を図ること。
29. 次の通り、中小零細企業を守り振興させる対策を強化すること。
 - ① 丹後ちりめん、西陣織、京友禅など和装産業の振興対策として産地組合や企業グループが行う新商品開発、需要開拓等に積極的に助成すること。
 - ② 京焼・清水焼、京仏壇、京仏具等の伝統的工芸品の販路拡大と後継者育成対策を推進すること。
 - ③ 融資制度を一層充実し、中小企業金融の円滑化を図ること。
30. 伝統技術と新技術を組み合わせ、ファッションやインテリアなどの分野で世界市場に向けて販路開拓を強化するとともに、京都産シルクの製造を支援するなど産地間の連携を強化すること。

農業・茶業・漁業・林業など、
地域を支える産業を守り育てるためにも、
新しいチャレンジへの支援体制強化などに
しっかりと取り組みます。



府民の躍動・ 共生社会づくり



新型コロナウイルスにより、生活や働き方などの価値観が大きく変化しました。アフターコロナを見据えた真の共生社会実現に向け、新たな視点で取り組んでまいります。



1. 京都ウィメンズベースでの取り組みをさらに発展させ、同時に「輝く女性応援京都会議(地域会議)」の活動等により、女性個人の生き方を尊重した環境整備を推進すること。
2. 男女共同参画社会基本法、及び「京都府男女共同参画推進条例」に基づく施策の推進に努めるとともに、男女が共に家庭の責任を担い、自己実現や地域活動もできるようワークライフバランスの推進に努めること。
3. 社会的ひきこもりへの支援を強化するため、関係機関による連携や一貫支援、及びステップアップ支援の拡充などに取り組むこと。
4. 非行少年の立ち直り支援や地域社会への受け入れ、再犯防止対策の強化など、総合的な少年非行防止・再犯防止対策を推進するとともに、経済的にも自立できるよう、少年院や刑務所退所後の雇用を推進すること。
5. 犯罪被害者等に対する支援に向けた、適用要件の検討を進めるとともに、実効性のある貸付制度の導入を行うとともに、経済面や精神面で被害者及び家族に寄り添った支援を行うこと。
6. 民生委員・児童委員に依頼されている証明事務に関しては、負担感の解消に向けて、民生委員・児童委員の証明(状況確認)の必要性を検討され、併せて状況確認書の呼称変更等の改善を国に求めること。また、民生委員・児童委員のなり手不足の解消に向けた取り組みを講じること。
7. 障害がある人が家族介護だけに頼らず、自立した人生を送れるような制度・仕組みづくりを進めること。

8. 知的障がいのある生徒の高等学校受入れについては、生徒・保護者の希望、生徒の将来性・適性を最大限考慮することとし、必要に応じて特別支援学校とも連携するなど積極的に取り組むこと。
9. 世帯の所得に関係なく教育の機会均等が実現できるよう、私立高等学校あんしん修学支援事業を維持・継続し、返済不要の奨学金を拡充すること。また、大学生等が学業に専念できるように奨学金の拡充をはじめ抜本的な対策を講じるよう国に要望すること。
10. 積極的な社会参画を目指す女性を育てる社会の醸成や企業の意識改革、子育て環境の整備など、女性が輝き個性を発揮できるような支援の強化を図ること。
11. 仕事と生活のバランスを適正に保つために長時間労働を抑制するとともに、勤務間インターバル制度の定着に向けた取り組みを進め、賃金格差の解消をさらに推進すること。
12. 若者の正規雇用化や中小企業の人材確保・定着支援を総合的に推進するとともに、職業能力の開発、職業訓練の充実・強化を図ること。
13. 大学等において、労働関係法規や労働者の権利に関する学習をさらに推進するとともに、キャリア教育や職業意識の向上等の学習をさらに推進すること。
14. 障がい者雇用に関する相談、及び人材育成から定着支援まで、当事者・企業双方に対する支援を進め、テレワークを含む在宅勤務などの環境整備に向けても実効性のある雇用促進施策を展開すること。
15. 農福連携など福祉と様々な事業との連携、及び障がい者スポーツや文化芸術活動についても充実・強化を図ること。

多様化する社会に対応できる仕組みをつくること、
政治に求められています。
皆さんの声をしっかりと聞き、
誰もが豊かに暮らせる施策実現のために行動しています。



16. 重度心身障がい児者等医療給付事業の助成及び重度障がい老人健康管理事業等の助成の対象を拡大すること。
17. 重度障がい児者及び医療的ケアが必要な障がい児者が安心して在宅で生活するために、本人及びその家族と介護職員や看護職員を含む事業所を一体として支える施設整備を国とともに進めること。
18. 看護人材確保のため、子育て等しながら短時間勤務ができる体制を構築し、コミュニティナースを導入する等、安心して健康的に暮らせる体制の整備や人材育成を確立すること。
19. 介護従事者の労働環境の改善に向け、法定賃金とは別立てで、「介護従事者のあるべき賃金水準」や「スキルに合わせた賃金水準」を国に対して要望し離職者減に資する取り組みを強化するとともに、要介護者や障がい児者の要望に沿った取り組みを、総合事業とともに発展させること。
20. きょうと健康長寿・未病改善センター事業をさらに発展させ、健康づくり産業の振興や産学公連携による市町村の健康課題の改善に向け、新たな視点で施策展開を図ること。
21. ダブルケア・トリプルケアをフォローし、高齢社会の安心とともに、ワンストップ機能を持った子育てと高齢者支援の複合化を推進する地域包括センターの設置を図ること。
22. 「がん対策推進計画」に基づき、医療水準の向上、緩和ケアの推進、医療従事者の育成等の強化や、「がん診療連携拠点病院」の充実、地域医療機関との連携に向けた取り組みを推進するとともに、「がん総合相談支援センター」の充実を図ること。
23. 精神科救急医療体制の充実を図り、精神疾患への理解を深めるための啓発活動を推進し、社会の一員として生活できる仕組みを確立すること。
24. 障がい支援区分認定、市町村審査会設置を推進し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を普及・拡充すること。また、障がい者の親亡き後を見据えたきめ細やかな支援策を講じること。
25. 障がいのある子もない子と一緒に楽しめるインクルーシブ公園の整備を進めること。
26. 障がいのある子どもと家族のニーズに特化した福祉避難所や福祉スペースの確保が必要であり、慣れ親しんだ特別支援学校において避難生活を遅れるように取り組むこと。
27. 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進について
 - アクセシブルな書籍等の充実及び読書支援機器等の整備を行うこと。
 - 視覚障がい者等の多様なニーズに対応できるようアクセシブルな書籍等の充実を図るため、一般書籍と電子書籍等の同時出版等が可能となる体制整備を行うこと。
28. 京都府保健医療計画において、基準病床数を満たしていない山城北・南医療園について不足病床の整備を行うと共に、新型コロナウイルス感染症も考慮した新しい保健医療計画を策定すること。
29. 歯科医療や口腔ケアの推進については、行政、関係団体、医療施設等との連携を強化すること。
30. 腎バンク・アイバンク・骨髄バンク、及び臍帯血バンク運動を推進・強化すること。
31. 社会が多様化していく中で、社会情勢や国際情勢、人々の意識の変化に伴い、ヘイトスピーチやLGBT等の人権問題に対し、「京都府人権教育・啓発推進計画(第二次)」に基づき取り組みを強化すること。
32. 戸籍謄本取得に際しの不正取得は身元調査等基本的な人権の侵害につながる恐れがあるため、事前登録型本人通知を統一されるよう国に対して働きかけをすること。



危機管理・ 安心安全体制の確立



災害や犯罪などから、府民の皆さんの命と財産を守るための仕組みづくり、新たな情報発信方法など、今の時代に即したシステムの構築に向け提言しています。

1. 頻発する災害や南海トラフ巨大地震のほか、10年ごとに発生すると言われる新感染症などに備えるため、危機管理センターを整備するとともに、地域振興局などを活用することで情報伝達・発信機能を強化すること。
2. 災害対策基本法の改正により新たに定められた「避難情報に関するガイドライン」の周知を図るとともに、特に配慮を要する方が適切な判断を行えるよう避難行動タイム來の策定並びに情報伝達手段を確保し早めの避難を行える環境を整えること。また、外国人への多言語対応に努めること。
3. 危機管理センターを中心として、先進的な防災体制を整備し、民間、学術機関とも連携した防災プラットフォームを構築すること。また、ドクターヘリ導入の調査検討を実施すること。
4. 大規模停電発生時にも安心できる府民生活の継続のために、関西電力や関西広域連合とも連携して電源車両の確保に取り組むこと。また大規模停電からの早期復旧と生じた不安を解消するために、送電網の把握、停電情報の早期周知に努めるとともに、バックアップ体制構築に努めるよう関西電力と連携を進めること。
5. 府民の安心・安全を確保するため、人口の変化や治安に応じた交番の新設・移転・統合ならびに既設交番の体制強化をはじめ、警察官の増員や女性警察官の活躍など体制の整備・強化を図ること。

6. 児童・園児等の安全確保に向けた府道の整備や、府民協働防犯ステーションによる地域の安全向上を図ること。
7. 国直轄である由良川と桂川の整備事業や宇治川・木津川については国の予算確保・執行体制の確立・計画期間の短縮など、早期整備に向けた具体策が進められるよう全力で取り組むこと。
8. 排水ポンプ場の新設や排水ポンプ車の増強と効果的な運用体制の整備等、内水氾濫対策に早急に取り組むこと。また、浚渫や河道に堆積した土砂・草木の除去を早期に実施すること。(具体的な河川については「地域での重点要望」の項に記す)
9. 想定外の自然災害が発生していることに鑑みて、河川整備と森林整備を連動させた土砂・流木対策を行い、治山・治水事業を抜本的に見直すこと。特に、森林管理については地域課題を反映した管理と運営ができるよう体制強化と人材育成を行うこと。
10. 大規模災害時の復旧・復興や森林施行の集約化・道路網・河川・鉄道等の整備が円滑に進められるよう地籍調査を進めること。
11. 災害時における防災活動のベースキャンプや住民の避難地となる防災拠点の整備について、国の施策に加え、幅広い用途での活用が出来るよう、京都府独自施策について取り組むこと。また、道の駅やパーキングエリア・サービスエリア等の既存施設への防災機能の追加に取り組むこと。



12. 原子力発電所の防災対策に関し、災害情報の提供体制の向上や要配慮者の避難計画も含めた実効性のある広域避難体制の確保・避難道路の早期整備などに向けて、国が責任をもって対応するよう求めるとともに、市町村や関西広域連合とも連携して取り組みを進めていくこと。
13. 原子力災害時において、広域避難におけるバス等避難車両やその運転員、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難退域時検査場所での車両除染等に必要な資材や要員確保を国に求めること。
14. 自然災害やテロ等の発生を想定した実践的な訓練の実施と平時からの海上自衛隊や第8管区海上保安庁等の関係機関や民間諸団体との協定の締結等を通して連携を強化すること。
15. 防災・減災対策を深化させるため、舞鶴若狭自動車道・京奈和自動車道においては安全性及び防災機能の向上のため暫定2車線区間の4車線化を進めること。
16. 海岸漂着物等の円滑な処理のため関西広域連合とのさらなる連携並びに市町村への支援を強化すること。また、河川流域全体でのごみの削減や発生抑制に取り組むこと。更にマイクロプラスチックによる海洋汚染防止のために、使い捨て容器包装の削減やリサイクルの推進に一層取り組むと共に、自然分解される代替素材の研究開発の支援を強化すること。
17. 「京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーマスタープラン」に基づき、京都舞鶴港を先駆的なエコ・エネルギーポートの拠点として、エネルギー・観光・港湾分野における総合的な施策を積極的に推進すること。また、脱炭素に配慮したカーボンニュートラルポート(CNP)としての機能拡充に取り組むこと。

18. 令和2年に改正された「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」等に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの取組の加速等に努め、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けたあらゆる施策を積極的に展開すること。
19. 省エネ・再エネ・新エネ技術やCO2削減技術、環境負荷低減の研究開発・実用化及び普及につながる支援措置を拡充すること。また、府民・行政・NPO・企業等が一体となった環境にやさしい新たなライフスタイルの普及に向けた取り組みを行うこと。
20. 市町村の地球温暖化防止実行計画における「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)」の設定について、地域の環境保全や安全・安心を担保できるよう、府が主導して十分な連携を図ること。
21. 府民への環境意識啓発・子どもたちへの環境教育を強化すること。あわせて京都エシカル消費推進ネットワークを活用し、府民に対して「循環型社会づくりの重要性」「エシカル消費の普及啓発」「食品ロスの削減推進」等の周知を強化すること。
22. 日本海沖の表層型メタンハイドレート開発や、大規模災害におけるリダンダンシーの確保、日本海側国土軸の形成を目指し、京都舞鶴港におけるLNG基地整備・広域ガスパイプラインの敷設などをさらに積極的に取り組みを進めること。

年々深刻さを増す地球温暖化などの環境問題。
府民、行政、NPO、企業が一体となって
京都府から取り組める施策づくりを進めています。



魅力ある地域づくり・ 基盤整備



南北に長い京都府。それぞれの地域の特徴を生かした、魅力ある地域づくりと地域間の不均衡の解消に向け取り組んでいます。



1. 若い人材のゆめ実現支援などのために、府営住宅の目的外利用を進め、子育て世帯、スタートアップ企業経営者などの住居・インキュベーション施設としても整備するなど従来の枠にとらわれない取り組みを行うこと。
2. 府立大学は、社会課題の解決に向けた研究の推進と人材育成を実施すること。また、AI・IT人材育成のほか、起業家マインドをもった若者も育成すること。
3. あらゆる世代を対象としたU・I・Jターン施策を強化するために、地域にある資源など多様な主体との連携を強化すると共に、府立学校と情報共有し、地域産業の育成や新たな雇用の創出・拡大に取り組み、郷土愛を醸成すること。
4. 京都縦貫自動車道や新名神高速道路の整備効果を活かし、地域経済に波及効果をもたらす施策の展開と環日本海経済圏の形成など積極的に推進すること。その為にも京都舞鶴港における国際コンテナや国際フェリー、外航クルーズなど拠点港としての機能強化を進め、新たな物流拠点づくりと人の交流拡大に取り組むこと。
5. スポーツツーリズムを推進し観光客、選手を京都府全域に誘導するために、京都一周の周遊コースなどの自転車道路の整備を進めること。
6. 一般財源総額を確保するとともに、臨時財政対策債によらず地方交付税として措置されるように国に強く求めること。

7. 京都府北部地域連携都市圏ビジョンの推進については、水平型の広域連携の制度化に向けて、国の連携中核都市圏に対する支援と同様に財政支援が得られるように取り組むこと。あわせて本府が構成自治体間の調整機関としての役割を担うとともに、水平広域連携により取り組まれる事務の内容が、本府施策と関連する場合には、府議会も含め議論できるように取り組むこと。
8. 関西広域連合のあり方を再確認し、「広域連合が目指すべき関西の将来像」の実現に向けた取り組みを積極的に推進するとともに、国の出先機関をはじめとする国の事務権限移譲を求め、地方分権改革を推進すること。
9. デジタル庁に対し、基幹システムの統合がスムーズに行えるよう、国主導で行うよう働きかけを行うと共に、府は市町村からの意見・相談等に応じること。
10. 地方自治体での行政サービスをオンラインで完結できるよう、府と市町村が連携し、行政改革、システム改革等の「自治体改革」に取り組むこと。また、地方自治体で働く職員の働き方改革にも最大限に活用すること。
11. 府営住宅の駐車場については、住民ニーズに即した利活用を進めるとともに、市町村と連携をはかり、住民サービスに即した指定管理者への指導をすること。

12. 選挙への関心や投票率を高めるため、人の集まる場所へ投票所を開設して利便性を高め、投票済み券にインセンティブを持たせるなどの工夫を行うこと。
13. 京都府農地中間管理機構においては、農用地等の集積・集約化の制限要件の緩和を推進し、農地中間管理権取得をやすくすること。加えて、体験農園や市民農園の開設をするに、同機構が設置に向けて積極的に関与すること。
14. スマホアプリ等を活用し、府民の要望を速やかに把握して公共インフラを常に良好な状態に維持・管理に反映できるシステムを構築すること。
15. 民間物流企業の進出に関して企業立地優遇制度を拡充し、用地確保に関し、農振農用地の指定解除や都市計画決定を進める等、課題解決に向けた指導と支援すること。
16. 赤字が続く公営の電気事業を見直し民間への移管を検討すること。

交流連帯

17. JR山陰線やJR関西本線など減便が行われている状況は府民生活に大きな影響を与えるため、公共交通機関への財政的支援を国とともに進め交通の利便性を確保すること。
18. 人口減社会の中で、地域交通の確保に努めるとともに、交通事業者が事業を継続できるよう適宜連携を進めること。また、MaaSなど、新たなモビリティサービスの導入と市町村の先進的な取り組みへの支援を積極的に行うこと。

19. 新名神高速道・舞鶴若狭自動車道の4車線化・山陰近畿自動車道等広域幹線道路や国道9号・24号・27号・163号の直轄国道の早期建設・整備の実現など高速交通ネットワークの整備を進めること。
20. 地域住民の日常生活の足として欠かすことのできない生活交通バス路線等の公共交通を今後とも確保していくため、「地域公共交通確保維持改善事業」などの諸施策を積極的に推進すること。
21. 地域の公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定において、まちづくり施策と連携した公共交通ネットワークの再構築に向けた積極的な財政的・人的支援を行うこと。また、利用率に応じた割引、ポイント付与といった交通系ICカードの活用による路線バス利用率向上施策などにより、地域公共交通網の維持や事業者支援を図ること。
22. JR奈良線の高速化・複線化事業での未整備区間について早期に着工するとともに、完成時期を明記すること。
23. JR山陰本線・JR片町線等の地域交通の中核となる鉄道網の整備については、高速化・複線化・近代化・安全確保対策・バリアフリー化事業等を推進すること。
24. 京都丹後鉄道を鉄道として将来にわたり存続させていくため、安全面や集客面などについて積極的な支援を行うこと。
25. 北陸新幹線(敦賀・大阪間)の具体的なルート選定等については、沿線地域の意見をしっかりと踏まえ、慎重かつ丁寧に環境アセスメントなどを進めるとともに、山陰新幹線の整備を国に求めていくこと。

皆さんが住み慣れた地域で暮らし続けるには、
交通インフラの整備が重要です。
まちづくりと連携をした、新たな公共交通ネットワークの
再構築に向け取り組んでいます。

